

中彦七・中谷玄兵衛・西村千助遠里から本保十太夫以守・宮井柳之助安泰・石黒藤右衛門信由を経て、弘く藩内に擴充したもので、有澤流と稱した町見術とは、その發達の徑路を異にする。

ソクリヨウザツシユウ 測量雜集 三册。文久二年石川郡徳用村長田順二郎の著で、測量の法を記した。藩の御算用場では、之を寫して領内の細帳人に下附した。

ソクリヨウズセキ 測量圖籍 十二册。石黒信由が加越能三州の測量に當り、各村々を部分的に測量した圖で、文政二年藩の内命を受けて着手し、十七年を経たる後天保六年に成つたものである。

ソケイ 祖溪 ↓リユウシヨウソケイ 龍松祖溪。

ソケイダイチ 祖繼大智 曹洞宗の僧。肥後宇土郡長崎村の人。幼名萬十。祖繼又は素溪と號した。初め出遊して加賀に來り、大乗寺の瑩山紹瑠に謁して許可を受けた。正和三年廿五歳で海に航し、元に在ること十一年。已にして歸らんとするや、英宗詔して本國の舶に駕せしめたが、忽ち暴風に遭うて高麗に漂着した。祖繼因つて偈を以て憐を帝に請ひ、帝は舟を饒して送らしめたので、正中元年加賀の宮腰津に着した。是に於いて永光寺に至つて瑩山を省し、その命を受けて明峰素哲を禮し、師資の禮を執つた。次いで加賀河内庄吉野に閑居し、宮權昌家の叔父定照居士の館に就きて一寺を開き、稱して祇陀寺といひ、師子山又は鳳凰山と號した。後肥後に歸り、菊池郡斑蛇口村に鳳儀山聖護寺を創めて居り、又肥前高來郡の水月庵に移り、正平廿

一年十二月寂した。祖繼の著に大智偈頌一卷。逸偈一卷があつて世に行はれる。祖繼祇陀寺附近の太白山・飛龍岸・高月池・鉢頭峰・虎狼山・白布澤・櫻雲峰・黃門橋・月影澤・雲龍山の十勝を選んだが、惜しむらくはその詩今傳はらぬ。又鳳凰山居七絶があつて、偈頌の中に載せてあるが、その鳳山といふものは、加賀の鳳凰山祇陀寺か肥後の鳳儀山聖護寺か明らかでない。

ソコノハナ その花 二册。金澤の俳人萬子と支考との共編。元祿十四年京井商屋庄兵衛板。萬子は元祿辛巳夏長緒の野亭に遊び、偶浪化及び支考と會して、即興の歌仙を興行した。それを巻頭に置き、蕉門諸士の發句、附合を集めたものである。その下巻には、支考の悼風國の文、浪化の翁塚の記なども載せられる。序は庵萬子。

ソジャク 楚雀 ↓スミヨシヤソジャク 住吉屋楚雀。

ソシユン 祖俊 ↓ホウジュウソシユン 芳充祖俊。

ソシヨウ 祖生 ↓カンカイソシヨウ 館開祖生。

ソシヨウ 訴訟 藩政時代の民事訴訟は、當事者若し那方の農民なる時は、先づ居住地の組合頭・肝煎と議り、之を十村に訴へてその裁断を受けるが、十村の裁決する能はざるか、又はその裁断に不服なる場合には、訴狀を十村相談所に提出し、尙不服なる時は御郡奉行又は改作奉行に控訴した。田地に關する一切は改作奉行に、その他は御郡奉行の管轄である。當時若し町人なる時は、町年寄・町奉行等の裁断を仰ぎ、寺社は寺社奉行に訴へ

る。若し改作奉行・御郡奉行・町奉行・寺社奉行等の決し難きときは、公事場奉行の指揮を受け、若しくは公事場奉行の裁断に委する。公事場奉行判決を終つた時は、案を具して藩侯の決裁を仰ぎ、輕易なるは年寄中又は奉行の協議によつて決定した。士人に在つては、土地が藩有である爲、不動産の賣買をなし得ない。貸借人事に關する争議の如きは、組頭の調停制裁で終つたのであらうと思はれる。

ソジヨウ 楚常 ↓カネコソジヨウ 金子楚常。

ソジヨウタムケケサ 楚常手向草 石川郡鶴來の俳人金子楚常が、貞享五年七月二日に歿し、その追悼の句を集めたもので、北枝が辭天軒の號を以て之に跋してゐる。本書は元來題簽のないものであつたが、その跋文に『手向草とはなし侍ららし』とあつたので、近時楚常手向草と稱してゐる。

ソシン 祖心 名は古那。父は征韓の役に戦死した勢州田丸城主牧村兵部大輔利貞。前田利長の養女となり、前田對馬直知に嫁し、粧田五百石を興へられた。後對馬直正・熊助某・志摩直成の三男を生んだが、次いでその姑と離はざるを以て、離婚して町野長門守吉知(一作幸和)に再嫁し、寛永十九年徳川家光の御局役に召出され、祖心と號し、正保三年江戸牛込に地を得て濟松寺を建て、延寶三年三月十一日八十八歳にて歿した。祖心粗和漢の學に通じ、文藻富麗を以て時人に稱せられた。

ソシン 素心 素心尼は所居を鸚鵡庵といひ、金澤に住した俳人。享保十七年鸚鵡菴道記を作つた。麥林集に『加賀の素心尼が我が

麥林を問來りしに』とも見える。一説に素心女の後稱かともいはれる。

ソセウ 素嶽 ↓ムロスウ 無漏素嶽。ソセイシ 徂西志 二册。河合良温著。文化十四年河合良温が、その主村井氏の命を奉じて、京都・大坂から美濃・尾張・伊勢を経て金澤に歸つた紀行で、漢文を以て記し、自作の詩を多く載せてある。書端に金城塚側老人著としてゐる。

ソセンユウドウ 祖染勇道 石川郡曹洞宗大乗寺五十三代の住持。備後の人、久坂氏。十三歳の時、安藝長光寺不染に受業し、享和二年肥前天祐寺に首衆となり、文化二年安藝國泰寺實勇に嗣法し、三年廣島養徳院に視察、五年永平寺に勅住し、九年同國正福寺文政三年同國勝運寺、十年周防泰雲寺に轉じた。天保六年大乗寺に入り開堂演法、十二年九月病によつて退院、藝州長光寺百川長老の許に休隠し、弘化元年甲辰十月三日寂した。

ソソキ 曾々木 鳳至郡南時國。西時國の入會小字。能登誌に『曾々木は時國の散村にて、町野川の湊の東にて、公領私領入り交り商家杯あり。昔は此所へ近里産神二十一社の神輿、毎歲六月晦日御幸有て、御宿座御祓の神事あり。故に此邊を晦日村と呼べり。今曾々木といふも誤にて、もとはみそきといへりとぞ。今も時國の八幡宮は、二十一年目三月二十一日の祭日に此所へ神幸あり。』と記する。この附近、町野川口から東北珠洲郡界に至る約二軒の間は流紋岩より成り、海蝕と隆起とによつて、水門崖・窓岩・福ヶ穴・尋岐の險・垂水瀧等の奇景を現出する。昭和十六年六月名勝及び天然記念物として指定せられた。